

大阪府新型コロナウイルス対策本部（第 10 回）

1. 最新の発生状況

＜発生状況(4月1日版 厚生労働省発表資料)＞

	患者	うち死亡者	備 考
米国	186,265	3,857	
イタリア	105,792	12,428	
スペイン	94,417	8,189	
中国	81,554	3,312	
ドイツ	71,690	775	
日本	2,178	57	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のうち、チャーター機 15 名 ・左記のうち、無症状病原体保有者 244 名(うち、チャーター機 4 名) ・左記のうち、空港検疫で患者 18 例、無症状病原体保有者 38 例を確認 ・左記のほか、クルーズ船 712 名(うち無症状病原体保有者 333 名)
(うち大阪府)	245	2	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の国内患者 148 例目は 8 例目と同一人物であるが、2 名としてカウント ・4 月 1 日大阪府報道発表時点では患者 278 名
その他	310,158	41,506	・上記の地域を除く 189 以上の国・地域で発生

2. WHO(世界保健機関)及び厚生労働省の対応

＜WHO声明＞

- ・新型コロナウイルス感染症について「パンデミック(世界的大流行)と表現できるとの判断に至った」と表明(3/11)
- ・新型コロナウイルス感染症について「世界中のほとんどすべての国であわせて 30 万人以上の感染者が確認された。『パンデミック』は加速している」と表明(3/23)

＜国、厚生労働省等の対応＞

- ・新型コロナウイルス感染症を適用対象に加える新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立(3/13)
- ・特措法に基づく政府対策本部会議設置(3/26)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定(3/28)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(4/1)
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部(第 25 回)(4/1)
 - ・水際対策強化に係る新たな措置(入国拒否対象地域の追加、検疫の強化等)
 - ・学校休業ガイドラインの改訂について

3. 大阪府の取り組み

<患者の増加に向けた体制の整備>

- ・大阪府新型コロナウイルス対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 22 条に基づく都道府県対策本部に位置づけ(3/26)【資料1-1】
- ・府入院フォローアップセンターを、3 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づく「都道府県調整本部」に位置づけ(4/1)【資料1-2】
- ・3 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づく「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置(4/1)【資料1-3】
- ・第1回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催予定(4/3)